

特殊健診ごとの健康診断実施項目一覧表

種別 番号	健康診断の種類及び期間	健 康 診 断 実 施 項 目
1	じん肺健康診断 (じん肺法第3条) 期間：別添1参照	1. 粉じん作業について職歴の調査及びエックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線写真）による検査 2. 前項1.の結果、じん肺の所見がある者については、既往歴の調査、胸部の自覚症状、他覚所見の有無の検査及びスパイロメトリー、フリーボリューム曲線による肺機能検査。ただし肺機能検査等の結果、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いのあるものについては、動脈血ガスを分析する肺機能検査。 3. ①結核精密検査、②エックス線特殊撮影による検査、③赤血球沈降速度検査、④ツベルクリン反応検査。この場合において医師が必要でないと認める一部の検査は省略する事ができる。 4. ①結核菌検査、②たんに関する検査、③エックス線特殊撮影による検査。ただし、医師が必要であると認めるもの。
2	有機溶剤等健康診断 (有機溶剤中毒予防規則第29条) 期間：6月	1. 業務の経歴の調査 2. 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、有機溶剤中毒予防規則別表に掲げる項目等（別添2参照）の調査 3. 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 4. 尿中の蛋白の有無の検査
3	鉛健康診断 (鉛中毒予防規則第53条) 期間：6月	1. 業務の経歴調査 2. 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査等 3. 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査 4. 血液中の鉛の量の検査 5. 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査
4	四アルキル鉛健康診断 (四アルキル鉛中毒予防規則第22条) 期間：3月	1. いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経障害又は精神障害の有無の検査 2. 血圧の測定 3. 血色素量又は全血比重の検査 4. 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査
5	特定化学物質健康診断 (特定化学物質障害予防規則第39条)	1. 作業条件の調査 2. 取り扱う特定化学物質の種類に応じて、特定化学物質障害予防規則別表第3、4に定める検査項目等（別添3参照）

種別 番号	健康診断の種類及び期間	健 康 診 断 実 施 項 目
6	高気圧健康診断 (高気圧作業安全衛生規則第 38 条) 期間：6 月	1. 既往歴及び高気圧業務歴の調査 2. 関節、腰若しくは腰の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査 3. 四肢の運動機能の検査 4. 鼓膜及び聴力の検査 5. 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査 6. 肺活量の測定
7	電離放射線健康診断 (電離放射線障害規則第 56 条) 期間：6 月	1. 被ばく歴の有無の調査及びその評価 2. 白血球数及び白血球百分率の検査 3. 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査 4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査
8	石綿健康診断 (石綿障害予防規則第 40 条) 期間：6 条	1. 業務歴の経歴の調査 2. 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査 4. 胸部のエックス線直接撮影による検査

別添 1. じん肺健康診断（定期）の実施期間（じん肺法第 8 条関係）

1. 常時粉じん作業に従事する労働者（2.を除く）	3 年
2. 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であるもの	1 年
3. 常時粉じん作業に従事させたことがある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理 2 である労働者	3 年
4. 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に従事している者のうち、じん肺管理区分が管理 3 である労働者	1 年

別添2. 有機溶剤特殊健康診断実施項目（溶剤別） （有機溶剤中毒予防規則第29条関係）

有機溶剤中毒予防規則別表

有機溶剤等	項目
一 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名 セロソルブ) 二 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名 セロソルブアセテート) 三 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名 ブチルセロソルブ) 四 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名 メチルセロソルブ) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 血色素量及び赤血球数の検査
一 オルトージクロルベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 クロロホルム 五 四塩化炭素 六 1・4－ジオキサン 七 1・4－ジクロルエタン (別名 二塩化エチレン) 八 1・2－ジクロルエチレン (別名 二塩化アセチレン) 九 1・1・2・2－テトラクロルエタン (別名 四塩化アセチレン) 十 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 「肝機能検査」 GOT GPT γ-GTP
一 キシレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 尿中のメチル馬尿酸の量の検査
一 N・N－ジメチルホルムアミド 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 肝機能検査 GOT・GPT・γ-GTP 尿中のN－メチルホルムアミドの量の検査
一 スチレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 尿中のマンデル酸の量の検査
一 テトラクロルエチレン (別名 パークロルエチレン) 二 トリクロルエチレン 三 前二号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 肝機能検査 GOT・GPT・γ-GTP 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
一 1・1・1－トリクロルエタン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査

有 機 溶 剤 等	項 目
一 トルエン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 尿中の馬尿酸の量の検査
一 二硫化炭素 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 眼底検査
一 ノルマルヘキサン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する物	自覚症状及び他覚症状 尿中の2・5－ヘキサンジオンの量の検査

※ 自覚症状又は他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

① 頭重 ②頭痛 ③めまい ④悪心 ⑤嘔吐 ⑥食欲不振 ⑦腹痛 ⑧体重減少 ⑨心悸亢進 ⑩不眠⑪不安感 ⑫焦燥感 ⑬集中力の低下 ⑭振戦
⑮上気道若しくは眼の刺激症状 ⑯皮膚若しくは粘膜の異常 ⑰四肢末端部の疼痛 ⑱知覚異常 ⑲握力減退 ⑳膝蓋腱・アキレス腱反射異常
視力低下 その他

別添3.特定化学物質特殊健康診断項目（業務別）（特定化学物質障害予防規則第39条関係）

特定化学物質障害予防規則別表3

業 務		期間	項 目
(1)	次のものを製造し、又は取り扱う業務 1. ベンジン及びその塩 2. ベーターナフチルアミン及びその塩 3. ジクロルベンジジン及びその塩 4. アルファーナフチルアミン及びその塩 5. オルトートリジン及びその塩 6. ジアニシジン及びその塩 7. パラージメチルアミノアゾベンゼン 8. マゼンタ 9. 前各号に掲げる物をその重量1%を超えて含有する製剤その他の物	6月	1. 業務の経歴の調査 2. 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査
(2)	ビス（クロメチル）エーテル（これをその重量1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6月	1. 業務の経歴の調査 2. ビス（クロメチル）エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 当該業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部エックス線直接撮影による検査
(3)	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	6月	1. 業務の経歴の調査 2. 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 3. 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 毛嚢性痤瘡、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 5. 尿中のウロビリノーゲンの検査

業 務		期間	項 目
(4)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. ベリリウム又はその化合物による呼吸器症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査 3. 乾性せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、胸痛、腹部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5. 肺活量の検査
		1 年	胸部のエックス線直接撮影による検査
(5)	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ腺の肥大等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. ゆうぜい、色素沈着等の皮膚の所見の有無の検査 5. 令第23条第9号の業務に3年以上従事した経験を有する場合は、胸部エックス線直接撮影による検査
(6)	アクリルアミド（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状既往歴の有無の検査 3. 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状既往歴の有無の検査 4. 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

業 務		期間	項 目
(7)	アクリロニトリル(これをその量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1. 業務の経歴の調査 2. アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血、等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 3. 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感、易疲労感、悪心、嘔吐、鼻出血、等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(8)	アルキル水銀化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1. 業務の経歴の調査 2. アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜眠、抑うつ感、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、不安感、歩行失調、手指の振せん、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(9)	エチレンイミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1. 業務の経歴の調査 2. エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(10)	塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6月	1. 業務の経歴の調査 2. 塩化ビニルによる全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、疼痛又は知覚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴および肝疾患の既往歴の有無の検査 3. 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛又は他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 肝又は脾の腫大の有無の検査
(10)	塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務		5. 血清ビリルビン、GOT、GPT、ALP等の肝機能検査 6. 当核業務に10年以上従事した経験を有する場合は、胸部エックス線直接撮影による検査

業 務		期間	項 目
(11)	塩素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、刺激症状上気道、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(12)	オーラミン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 尿沈渣（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査 5. 尿のウロビリノゲンの検査
(13)	オルトーフタロジニトリル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. てんかん様発作の既往歴の有無の検査 3. 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振せん等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 尿のウロビリノゲンの検査
(14)	カドミウム又はその化合物（これらの物の物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は蹴り、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 門歯または犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 5. 尿中の蛋白の有無の検査
(15)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5. 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査 6. 令第23条第4号の業務に4年以上従事した経験を有する場合は、胸部エックス線直接撮影による検査

業 務		期間	項 目
(16)	クロロメチルエーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. クロロメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 胸部エックス線直接撮影による検査
(17)	五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振せん、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 肺活量の測定 5. 血圧の測定
(18)	コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査 3. 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
(18)	コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6 月	4. 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査 5. 令第23条第6号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部エックス線直接撮影による検査
(19)	三酸化砒素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 三酸化砒素による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査 5. 皮膚炎、色素沈着、色素沈着、角化等の皮膚所見の有無の検査 6. 尿中のウロビリノーゲンの検査 7. 令第23条第5号の業務に5年以上従事した経験を有する場合は、胸部エックス線直接撮影による検査

業 務		期 間	項 目
(20)	次のものを製造し、又は取り扱う業務 1. シアン化カリウム 2. シアン化水素 3. シアン化ナトリウム 4. 第1号又は第2号に掲げる物をその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 作業条件の調査 3. シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4. 頭重、頭痛、疲労感、倦怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 5. 尿中ウロビリノーゲンの検査
(21)	三・三ージクロール・四ージアミジフェニルタン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務 三・三ージクロール・四ージアミジフェニルタン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 三・三ージクロール・四ージアミジフェニルタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 肝機能検査
(22)	臭化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽頭痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽頭痛、せき、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 4. 皮膚所見の有無の検査
(23)	水銀又はその無機化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2. 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振せん、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 頭痛、不眠、手指の振せん、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 尿中の潜血及び蛋白の有無の検査

業 務		期間	項 目
(24)	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務歴の調査 2.トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査。 4.皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(25)	ニッケルカルボニル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査。 3. 頭痛、めまい、悪心、嘔吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚掻痒感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
		1 年	胸部エックス線直接撮影による検査
(26)	ニトログリコール（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1. 業務の経歴の調査 2.ニトログリコールによる頭痛、胸部違和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.頭重、頭痛、肩こり、胸部違和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.血圧の測定 5.全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査

業 務		期間	項 目
(27)	パラーニトロクロルベンゼン（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.パラーニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦怠感、労疲感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.頭重、頭痛、めまい、倦怠感、労疲感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.尿中のウロビリノゲン
(28)	弗化水素（これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.弗化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5.尿中のウロビリノゲンの検査
(29)	ベータープロピオラクトン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.ベータープロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5.胸部エックス線直接撮影による検査
(30)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 5.白血球数の検査

業 務		期間	項 目
(31)	ペンタクロルフェノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2. ペンタクロルフェノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、皮膚掻痒感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、皮膚掻痒感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5.血圧の測定 6.尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査
(32)	マンガン又はその化合物（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2. マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔ばう、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、仮面様顔ばう、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振せん、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 4.握力の測定
(33)	沃化メチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.沃化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、眼のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、眼のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
(34)	硫化水素（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.頭重、不眠、めまい、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

業 務		期 間	項 目
(35)	硫酸ジメチル（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務	6 月	1.業務の経歴の調査 2.硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.せき、たん、嘔声、流涙、結膜及び角膜異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 5.尿中の蛋白の有無及びウロビリノゲンの検査
(36)	次のものを試験研究のために製造し、又は使用するもの 1 四ーアミノジフェニル及びその塩 2 四ーニトロジフェニル及びその塩 3 前各号に掲げるものをその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの	6 月	1.業務の経歴の調査 2.血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3.血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4.尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のハシニコラ法による細胞診）の検査